

熊本市長期優良住宅建築等計画等の認定等に係る事務処理要綱

制定	平成 27 年 1 月 16 日	建築指導課長決裁
改正	平成 27 年 5 月 18 日	建築指導課長決裁
改正	平成 28 年 4 月 1 日	建築指導課長決裁
改正	令和 元年 5 月 29 日	建築指導課長決裁
改正	令和 2 年 7 月 1 日	建築指導課長決裁
改正	令和 3 年 6 月 3 日	建築指導課長決裁
改正	令和 4 年 2 月 9 日	建築指導課長決裁
改正	令和 4 年 9 月 8 日	建築指導課長決裁
改正	令和 7 年 3 月 18 日	建築指導課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 8 7 号。以下「法」という。）の規定に基づき、市長が行う長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設計内容説明書及び状況調査書)

第 2 条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。）第 2 条に定める設計内容説明書（以下「設計内容説明書」という。）については、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「士法」という。）第 2 条第 1 項に定める建築士（以下「建築士」という。）が作成したものとする。

2 省令第 2 条に定める状況調査書（以下「状況調査書」という。）については、建築士（建築物の劣化事象等の状況の調査に係る能力を有する者に限る。）が作成したものとする。

3 前 2 項の図書は、士法第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士、その他の場合は一級建築士、二級建築士又は木造建築士が作成することとする。

4 設計内容説明書及び状況調査書には、建築士である旨の表示をすることとする。

(認定申請に必要な図書)

第3条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、長期優良住宅建築等計画等認定事前調査票(様式第1号)、委任状(代理者によって認定の申請を行う場合に限る。)及び別表1左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める図書とする。

2 省令第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別表2左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める図書とする。

(建築確認申請書等)

第4条 法第6条第2項の規定に基づき提出する建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書は、正本1通及び副本1通とする。

2 申請者は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、同条第7項の適合性判定通知書又はその写しを添付するものとする。

3 第1項の場合においては、省令第2条第1項に規定する申請書の副本1通を別に添付するものとする。

(計画通知)

第5条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受理したときは、長期優良住宅建築等計画通知書(様式第2号)に認定申請書の副本1通を添えて、建築主事等に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法第5条第1項から第7項まで若しくは第8条第1項に規定する認定又は第10条に規定する承認を申請した者が当該申請を取り下げようとするときは、長期優良住宅建築等計画等認定等申請取下げ届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、提出された認定申請書又は承認申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(適合するかどうかを判断できない旨の通知)

第7条 市長は、申請に係る長期優良住宅建築等計画等が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを判断できない場合又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定することがで

きない旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、適合するかどうかを判断することができない旨の通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

（認定しない旨の通知）

第8条 市長は、申請に係る長期優良住宅建築等計画等が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合にあっては、認定しない旨の通知書（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

（軽微な変更）

第9条 認定計画実施者は、法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画等について、変更（省令第7条で定める軽微な変更に限る。）をしようとするときは、軽微変更説明書（様式第6号）に当該変更に係る図書又は登録住宅性能評価機関が発行する軽微な変更証明書の写しを添えて、正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の規定は、変更の内容が一次エネルギー消費量の評価対象設備に関する変更であり、変更後の設備が同等以上の性能を有していることを認定計画実施者又は登録住宅性能評価機関が確認し、省令第16条第1項10号に関する図書として認定計画実施者が保存する場合には適用しない。

（地位の承継を承認しない旨の通知）

第10条 市長は、地位の承継の承認の申請を承認しないときは、承認しない旨の通知書（様式第7号）を申請者に通知するものとする。

（建築工事完了報告）

第11条 認定計画実施者は、申請に係る住宅の建築を完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（様式第8号）により、市長に報告するものとする。

2 前項の報告においては、土法第20条第3項の規定により提出された工事監理報告書の写し及び建築基準法第7条の規定による完了検査が行われる場合にあっては、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写しを添付するものとする。

（報告の徴収）

第12条 法第12条の規定による報告の徴収は、市長が必要と認めるときに、報告

を求める旨の通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

（改善命令）

第 13 条 法第 13 条第 1 項から第 3 項の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

（建築又は維持保全の取りやめ申出）

第 14 条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（様式第 11 号）により、市長に申し出るものとする。

2 認定計画実施者は、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号。以下「告示」という。）第 3 に定める長期使用構造等とするための措置のうち新築基準に適合するものとして長期優良住宅建築等計画の認定（以下「新築に係る認定」という。）を受けている住宅を増築又は改築（以下「増改築」という。）しようとする場合で、増改築基準に適合するものとして認定（以下「増改築に係る認定」という。）の申請をしようとする場合は、事前に、前項の申出を行い次条第 2 項の通知を受けるものとする。

（認定取消し）

第 15 条 法第 14 条第 2 項の規定による計画の認定の取消し（同条第 1 項第 1 号又は第 3 号の場合に限る。）の通知は、認定取消し通知書（様式第 12 号）により行うものとする。

2 法第 14 条第 2 項の規定による計画の認定の取消し（同条第 1 項第 2 号の場合に限る。）の通知は、認定取消し通知書（様式第 13 号）により行うものとする。

（居住環境の維持及び向上に関する基準）

第 16 条 法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。

(1) 住宅を建築しようとする敷地が、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「都市計画法」という。）第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域に該当する場合は、当該地区計画に定める事項のうち建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限り、建築基準法第 68 条の 2 に基づく条例に定められたものを除く。）に

適合するものであること。

(2) 住宅を建築しようとする敷地が、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画が定められている区域に該当する場合は、当該景観計画に定める事項のうち建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限る。）に適合するものであること。

(3) 住宅を建築しようとする敷地が、建築基準法第 69 条に規定する建築協定が定められている区域に該当する場合は、当該建築協定に定める事項のうち建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠に係る制限のうち、具体的に数値で示されるものに限る。）に適合するものであること。

(4) 次に掲げる区域外において計画されていること。ただし、申請建築物が都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の施行区域内における施設建築物である場合、及び都市計画法第 4 条第 7 項に規定する土地区画整理事業地内で除却が不要な場合等長期に渡る立地が想定されることが許可等により判明している場合は、この限りでない。

ア 都市計画法第 4 条第 4 項に規定する促進区域

イ 都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第 4 条第 8 項に規定する市街地開発事業等予定区域

（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準）

第 17 条

法第 6 条第 1 項第 4 号の規定に適合するかどうかの基準は、認定を受けて建築しようとする長期優良住宅が、次に掲げる区域等に該当しないこととする。ただし、区域の指定解除が決定している場合又は、近い将来解除されることが確実と見込まれる場合等についてはこの限りでない。

ア 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

エ 建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅である場合	住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅である場合	型式住宅部分等製造者認証書の写し
告示第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合	当該措置が講じられている旨を説明した図書（特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅であるときは特別評価方法認定書の写し、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）
第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかの基準が適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書の写し
第 16 条第 1 項第 4 号ただし書きが適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書の写し
増改築又は既存に係る認定の申請をする場合	建築物の劣化事象等の状況の調査に係る能力を有することを証する書類

増改築又は既存に係る認定の申請をする場合（確認書若しくは建設住宅性能評価書（既存に係る認定申請に限る）又はこれらの写しを添付して認定申請する場合）	設計内容説明書（増改築又は既存に係る様式）
新築に係る認定を受けている住宅を増改築しようとする場合で、増改築に係る認定の申請をする場合	認定取消通知書（様式第 13 号）の写し
その他	認定の審査において必要と認める図書

（備考）

- 1 「登録住宅型式性能認定等機関」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 44 条第 3 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。
- 2 「住宅型式性能認定」とは、品確法第 31 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- 3 「認証型式住宅部分等」とは、品確法第 40 条第 1 項に規定する認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る認証型式住宅部分等をいう。
- 4 「登録試験機関」とは、品確法第 59 条第 1 項に規定する登録試験機関をいう。
- 5 「特別評価方法認定」とは、品確法第 58 条第 1 項に規定する特別評価方法認定をいう。
- 6 「既存」とは、省令第一号の三様式に記載の既存をいい、法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による認定申請に係るものであることを示す。

別表 2（第 3 条第 2 項関係）

住宅型式性能認定書の写しを添付した場合	住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る
---------------------	--

	図書
型式住宅部分等製造者認定書の写しを添付した場合	型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
特別評価方法認定書の写し又は証明書の写しを添付した場合	特別評価方法認定書又は証明書において満足していることが確認できる長期使用構造等とするための措置を示すために必要な図書
建設された住宅に係る住宅性能評価（既存住宅に係るものに限る。）における現況検査・評価書の写しを添付した場合	状況調査書及び建築物の劣化事象等の状況の調査に係る能力を有することを証する書類

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年６月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年５月２９日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和３年６月３日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和４年２月２０日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

受付番号	No
------	----

長期優良住宅建築等計画等認定事前調査票
(新 築 / 増 築 ・ 改 築)

年 月 日

1. 建築計画の概要

申 請 者	フリガナ: 氏名:		
敷地の地名地番	熊本市		
建て方	一戸建ての住宅・共同住宅等()		
階数	地上階 / 地下階	構造種別	木造・2×4・S造・RC造・SRC造・CB造 木質系工業化住宅・鉄骨系工業化住宅・RC系工業化住宅 その他()
申請戸数 (全体戸数)	戸()戸		
主な戸当たり面積 (延床面積)	m ² ()m ²		
連絡先	事務所名	氏名	TEL FAX メール

2. 他法令の区域、届出、協議、合議(以下許可等)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号(まちなみ要件)の規定

規 制 事 項	関係部署名	許可等の要・不要(申請者記入)	関係部署受付	番号
地区計画区域内 都市計画法第12条の4第1項1号	熊本市 都市政策課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中)： ☐ 不要	/ () 印	17
都市計画道路 都市計画法第4条6項	熊本市 都市政策課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中)： ☐ 不要	/ () 印	15
都市計画施設区域 都市計画法第4条6項	熊本市 都市政策課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中)： ☐ 不要	/ () 印	15
市街地開発事業 (土地区画整理事業等)区域 都市計画法第4条7項	熊本市 都市政策課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中)： ☐ 不要	/ () 印	19 20
大規模建築物等行為の届出 熊本市都市景観条例第18条	熊本市 都市デザイン課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中)： ☐ 不要	/ () 印	23
市街地再開発事業区域 (第一種市街地市開発事業の事業 認可後の建築) 都市計画法第4条7項	熊本市 市街地整備課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中)： ☐ 不要	/ () 印	21
建築協定区域 建築基準法第69条	熊本市 建築指導課	☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中)： ☐ 不要	/ () 印	32

3. 災害配慮基準について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号

区域名称	関係組織名	該当の有無(申請者記入)	番号
地すべり防止区域 地すべり等防止法 第3条第1項	熊本県 県央広域本部 工務管理課 (広域本部 1F)	☐ 該当： ☐ 非該当	-
急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地法 第3条第1項		☐ 該当： ☐ 非該当	56
土砂災害特別警戒区域 土砂災害防止法 第9条第1項		☐ 該当： ☐ 非該当	57
災害危険区域 建築基準法 第39条第1項		記載不要 (急傾斜地崩壊危険区域の該当と同じ)	37

注1 表2,3における番号欄は「熊本市 建築物等に関する規制と手続き窓口一覧」の番号です。
注2 調査票に必要な許可証、届出済証、協議済証等を提示すれば、表2の関係部署受付欄の記入は不要です。
注3 調査票は、認定申請をする際、正本に添付してください。

様式第2号（第5条関係）（日本工業規格A列4番）

第 号
年 月 日

長期優良住宅建築等計画通知書

熊本市建築主事 様

熊本市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）による申し出が下記のとおりありましたので、同法第6条第3項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき長期優良住宅建築等計画を通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 添付書類 建築確認申請書

様式第3号（第6条関係）（日本工業規格A列4番）

長期優良住宅建築等計画等認定等申請取下げ届

年 月 日

熊本市長 宛

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

下記の長期優良住宅建築等計画等の認定等に係る申請を取り下げたいので、熊本市長期優良住宅建築等計画等の認定等に係る事務処理要綱第6条の規定により届け出ます。

記

- 1 申請の種類
- 2 申請年月日
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 取下げ理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

（注意）
届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第 号
年 月 日

適合するかどうかを判断することができない旨の通知書

申請者 様

熊本市長

下記の申請による長期優良住宅建築等計画等は、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準（法第6条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合するかどうかを判断することができないので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 理由

発第 号
年 月 日

認定しない旨の通知書

申請者 様

熊本市長

下記の申請による長期優良住宅建築等計画等は、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準（法第6条第2項の申し出があった場合は建築基準関係規定を含む。）に適合しないと判断したため、認定しないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 理由

様式第6号（第9条関係）（日本工業規格A列4番）
軽微な変更説明書

熊本市長 宛		年 月 日	
申請者		所在地	
氏名		電話番号 ()	
認定の年月日 認定の番号	年 月 日 第 号		
敷地の地名地番	熊本市		
建築物等の用途			
設計者事務所	() 建築士事務所 () 知事登録第 号 事務所名 住所 TEL ()		
設計者氏名	() 建築士 () 登録 第 号		
軽 微 な 変 更 の 概 要	変更された設計図書	変 更 の 概 要	

受付欄

【記入上の注意】

1 この変更説明書は、審査担当者と事前協議を行った上で提出してください。

2 軽微な変更説明書は、長期優良住宅の普及と促進に関する法律施行規則第7条に規定する事項が対象であり、これに該当しない変更を行う場合は、変更認定申請が必要になります。

3 変更の内容が他の法令へ影響を及ぼす場合は、提出前にその法令の所管部署の承認を受けてください。

4 変更後の内容が分かる図面等を添付した説明書を2部（正・副）添付して提出してください。

※ この説明書の提出にあたっては、認定通知書（副本）をご持参ください。

発第
年 月 日
号

地位の承継を承認しない旨の通知書

申請者 様

熊本市長

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継を承認しないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 理由

様式第8号（第11条関係）（日本工業規格A列4番）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置(地名地番)
- 4 認定に係る住宅の位置(住居表示)
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 住宅の建築工事が行われたことを確認した建築士
(級) 建築士 () 大臣登録第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決 裁 欄	
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(注意)
申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

発第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書

認定計画実施者 様

熊本市長

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 報告を求める内容
- 6 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

発第 号
年 月 日

改 善 命 令 書

認定計画実施者 様

熊本市長

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分に不服があるときは、この命令を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。また、この命令を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

熊本市長 宛

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、熊本市長期優良住宅建築等計画等の認定等に係る事務処理要綱第 1 4 条の規定により申し出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 取りやめる理由

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権限を有さない者は記載する必要はありません。

発第 号
年 月 日

認定取消し通知書

認定計画実施者 様

熊本市長

下記の認定長期優良住宅等計画等については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

発第 号
年 月 日

認定取消し通知書

認定計画実施者 様

熊本市長

下記の認定長期優良住宅等計画等については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 取消しの理由

認定計画実施者から 年 月 日付けで住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書の提出があったため。